

## 福岡県障がい者リハビリテーションセンター条例施行規則の 一部を改正する規則案について（概要）

### 1 改正の理由

福岡県障がい者リハビリテーションセンター（以下「リハセン」という。）は、交通事故や脳卒中などによる身体麻痺や高次脳機能障がいなど、後天性の障がいがある方を対象に、機能訓練や日常生活を送るために必要な訓練を行い、早期の社会復帰を支援する施設である。

施設に入所しながら訓練を受けられるため、利用者の7～8割が入所して訓練を受けていたが、近年、居宅介護サービス等が充実したため、在宅しながら自宅近辺で通所による訓練を受ける人が増加していることなどにより、リハセンの入所利用者が減少し、経営状況が悪化している。

一方で、リハセンは民間で対応が困難な行動障がいがある方や、家庭の事情等により施設入所を希望する方を受け入れていくため、経営状況を改善し、安定した運営を行っていく必要がある。

リハセンの主たる収入である障がい福祉サービス報酬は、手厚い支援が可能となるよう、利用定員が少ない事業所ほど単価が高く設定される仕組みであるため、令和8年4月1日から、リハセンの現在の利用状況を踏まえた入所定員へと見直しを行うとともに、これまでの2人部屋を一部個室化することにより、報酬単価増による収入増とサービスの向上を図る。

これらの理由により、リハセンの入所定員を見直すため、福岡県障がい者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正するもの。

### 【参考】

#### ○福岡県障がい者リハビリテーションセンター利用者の推移 (単位:人/日)

| サービス   | 定員   | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|--------|------|------|------|------|------|------|
| 自立訓練   | 機能訓練 | 76人  | 59.0 | 50.1 | 51.5 | 48.1 |
|        | 生活訓練 | 30人  | 18.9 | 24.0 | 27.7 | 21.6 |
| 施設入所支援 | 100人 | 64.3 | 60.2 | 62.9 | 56.1 | 48.3 |

#### ○施設入所支援サービス費

| 利用定員 | 障害支援区分 |               |               |
|------|--------|---------------|---------------|
|      | 区分3    | 区分4           |               |
| 現行   | 100人   | 149単位         | 181単位         |
| 変更後  | 41～60人 | 188単位 (1.26倍) | 239単位 (1.32倍) |

障がい支援区分3 …… 日常生活の多くの場面で支援が必要

障がい支援区分4 …… 日常生活全般に支援が必要で、常時の見守りや介助が必要な場合もある

2 改正の内容

福岡県障がい者リハビリテーションセンターの入所定員を100人から60人に改める。

3 施行期日（予定）

令和8年4月1日